

(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略の策定について

1 みどりの基本計画の改定について

(1) 横須賀市みどりの基本計画見直しの趣旨

現行計画の策定（平成 28 年 3 月）から令和 7 年度で 10 年が経過し、目標年度を迎えるため、計画の改定を行う。これまでの施策や取り組みを引き継ぐとともに、生物多様性に関する目標や施策を取り入れることで、生物多様性地域戦略としても位置付けられる計画とする。

(2) 計画見直しのポイント

①関連法令の改正：都市緑地法（R6 改正）

【法改正の概要】

- ・国土交通省による緑の基本方針、都道府県によるみどりの広域計画との整合性を図る
- ・緑地の機能維持増進の追加等

②生物多様性地域戦略に位置付けることのできる計画の策定

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性資源の持続的な活用

③その他

- ・グリーンインフラ関連施策の検討
- ・SDGs への取り組み

2 前回部会での主なご意見と対応

前回部会でのご意見と対応(1/2)

No.	ご意見等	対応	骨子記載箇所
1	計画の名称については、議論を行う必要がある。	次回の部会以降、計画内容をふまえた計画名称の議論をいただきたいと考えています。	
2	生物多様性地域戦略は保全だけでなく、活用も目的の一つであることを認識しておくべきである。生物多様性を活用して地域課題を解決し、暮らしやすい地域にすることで、横須賀の明るい未来が描けるようになるということを意識して計画を作っていくといい。	生物多様性資源の持続可能な活用という視点も踏まえて計画を策定してまいります。目標や基本方針に生物資源を活用していくことを明記しました。	p 40 (2)、 p 46、 p 63～ 64
3	生物多様性については、森林法や河川法とも関連してくる。気候変動により、水系の上流の林地のところは危険度が増してきている。防災、水質、生物多様性等の観点から、行政的な単位よりも水系を単位にして保全策を進めていくべきである。	H28 年策定の計画以降、河川流域による区分を基にゾーン別計画を立てて参りました。このゾーン区分を本計画でも取り入れました。また、森林や河川の保全・整備の際は、流域治水の観点にも着目してまいります。これらの取り組みを重点施策として設定しました。	p 51、 p55、 p70～ 99 V 章 ゾーン 別計画

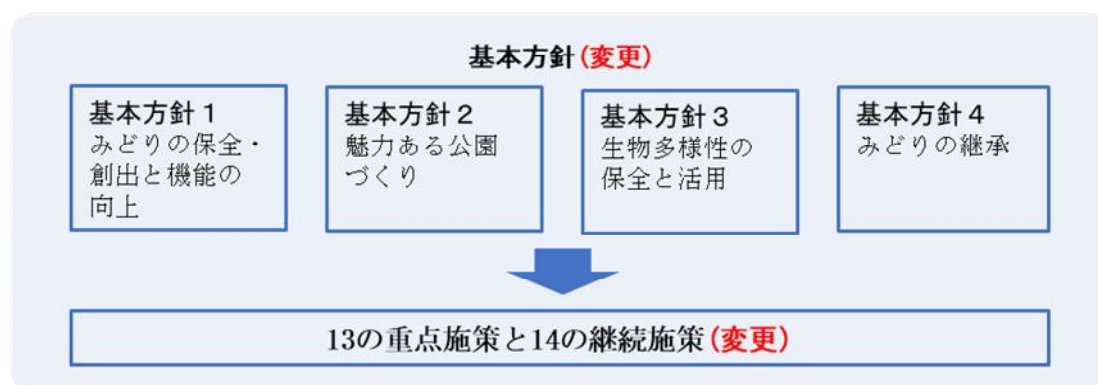
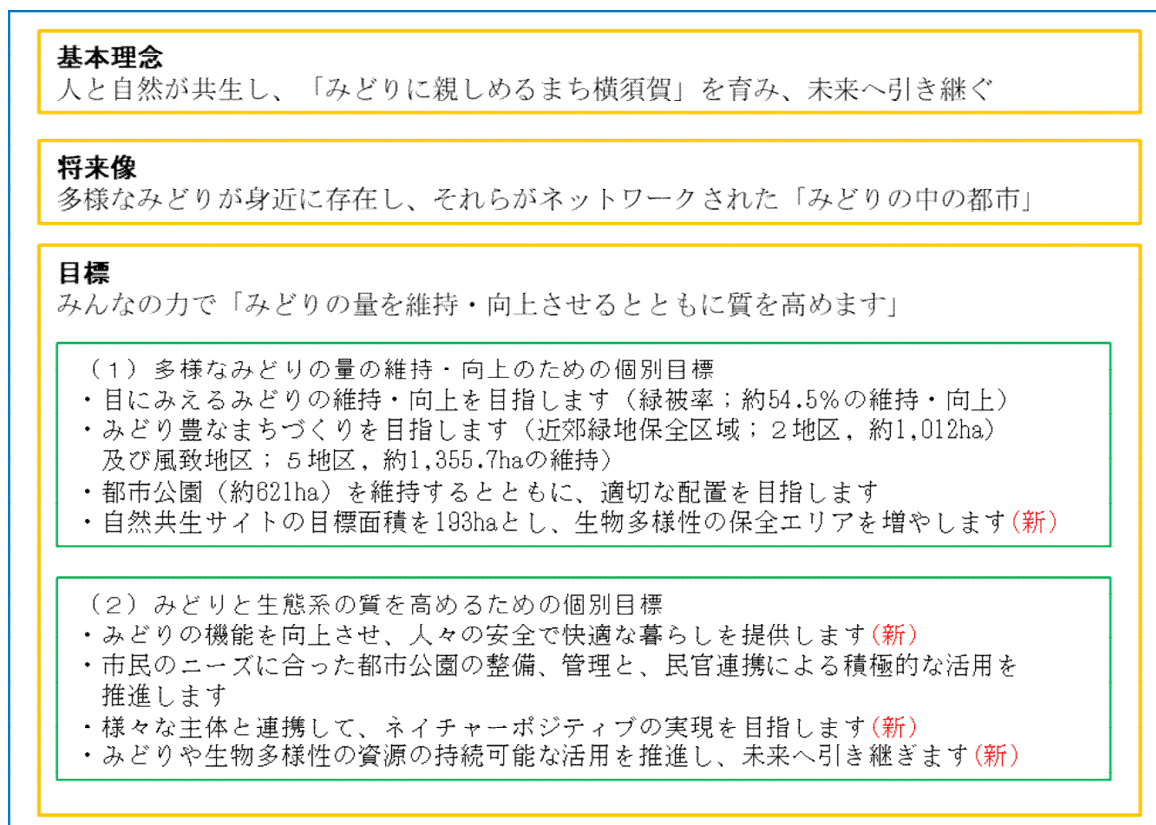
前回部会でのご意見と対応(2/2)

No.	ご意見等	対応	骨子記載箇所
4	有害鳥獣の問題など、生物多様性の維持という面も必要だが、いかに農業人口の減少を止めて、荒廃農地を減らしていくかというのが課題であり、農地の維持保全には市民の理解も必要である。農地の持っている機能は、市民生活と密着したものである。それを高めていく必要がある。	農業振興地域における地域計画との整合や、生産緑地の特定生産緑地への移行促進など、従来の取り組みを継続するとともに、有機肥料の利用促進など、生物多様性確保の観点からも農地の保全を進めます。また、市民の理解という点について、普及啓発にて農地の重要性等を発信して参ります。これらの取り組みを重点施策として設定しました。	p 54 、 p 67
5	緑の拠点としての学校の活用、また将来子供たちが緑や環境を守っていく担い手として、環境教育や自然に対する学習には力を入れて進めていくことが必要である。	自然体験学習などの環境教育を引き続き推進します。また、学校のビオトープの管理について、従前どおり継続して取り組みます。環境教育の促進を重点施策として設定しました。	p 68
6	グリーンインフラやネイチャーポジティブというものは、施策の複数の項目にまたがるものである。そのため、今後施策の評価は、個別の評価だけでなく、大きくくりでの評価・議論を行ったほうがいい。	本計画では、推進施策を基本方針に合わせて4つに大別しました。年次報告等では、大別した枠組みごとに取り組み状況の評価・考察をしていく予定です。	p 48～ 49
7	施策や目標の達成度やスケジュールについて、市民目線だと分かりにくい。目標設定や進め方の評価について、市民が分かりやすい表現にしたほうがいい。	数値を設定した目標については、年次報告で数値の経過を示す予定です。また、市民に伝わりやすい表現になるよう注意しながら年次報告を作成してまいります。	
8	ネイチャーポジティブやグリーンインフラは非常に専門性が高い用語である。それらを市民感覚で捉えて、具体的にどのような行動に繋げていくのかという努力をしなくてはならない。	専門性の高い用語の解説や、目標達成に向けて市民がとるべき行動については、資料編やコラムを作成して、理解していただけるよう努めます。資料編等については、次回の部会で議論をいただきたいと考えています。	作成 中、次 回の部 会で提 案予定
9	グリーンインフラなどの自然の恩恵を受けられる場所は横須賀に多数あるが、利用者はこの恩恵について知る機会がない。これらの取り組みや恩恵について、積極的に紹介した方がいい。	グリーンインフラから受けられる恩恵を含め、みどりや自然の大切さを知る機会を増やすため、博物館施設や公園等と連携して情報発信や啓発活動の機会を増やしていくことを目指します。この取り組みを重点施策に設定しました。	p 67

3 前計画からの主な変更点（ご審議いただきたい内容）

（１）基本理念から施策までの体系の変更

基本理念、将来像、目標は、従来の計画を引き継ぐこととし、目標達成に向けた４つの基本方針を設定した。



(2) 施策の重点化・集約化

施策の集約化・重点化を図ることで、新規計画における新たな施策や力を入れる取組みを明確化する。現行施策を基に、統合・整理を進め、以下の2種類の施策に分ける

＜※現行施策の評価と新計画への対応は【資料6-2】参照＞

①重点施策（13 施策）

⇒新計画において、将来像・目標の達成に向けて重点的に取り組む施策。
基本的に毎年年次報告を行う。

②継続施策（14 施策）

⇒重点施策ではないが、本市の緑化推進等のため、従前どおり継続して取り組む施策。
特筆すべき事項があるときのみ年次報告を行う。

施策一覧(1/2)

基本方針	位置付け	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
1 みどりの 保全・創出と 機能の 向上	重点	1-1	樹林地の保全と機能の維持増進	◎	△	○	△
		1-2	近郊緑地保全区域等の保全と近郊緑地特別保全地区指定の検討	◎		○	
		1-3	農地のみどりの保全	◎		○	△
		1-4	公共施設におけるグリーンインフラ整備の促進	◎	○	○	
	継続	1-5	都市緑地法の適切な運用	◎	△	△	△
		1-6	みどりの基本条例の適切な運用	◎	△	△	△
		1-7	風致地区制度の適切な運用	◎		△	
		1-8	土地利用調整関連条例の適切な運用	◎		△	
		1-9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	◎		△	
		1-10	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	◎		○	△
		1-11	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	◎		△	
		1-12	公共施設の緑化の推進	◎	○	△	
		1-13	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	◎		○	

〔凡例〕 ◎：特に関連する ○：関連する △：一部関連する

施策一覧(2/2)

基本方針	位置付け	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
2 魅力ある公園づくり	重点	2-1	地域ニーズをふまえた公園機能の再整備	△	◎		○
		2-2	安心・安全と防災力のある公園づくり	○	◎		
		2-3	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	○	◎		△
		2-4	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	○	◎	△	△
	継続	2-5	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	○	◎	△	△
3 生物多様性の保全と活用	重点	3-1	森林・里山環境の保全と活用	○		◎	△
		3-2	水辺環境の保全と活用	○	△	◎	△
		3-3	外来生物対策の推進	△		◎	
	継続	3-4	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	△		◎	△
		3-5	公共施設における自然植生等の保全	△	○	◎	△
4 みどりの継承	重点	4-1	みどりや生きものに対する意識の向上	△		△	◎
		4-2	自然に関する環境教育・環境学習の実施	△	△	△	◎
	継続	4-3	みどりの基金の充実にに向けた新たな財源確保手法の検討・実施	○		△	◎
		4-4	産・学・官の連携によるプログラムの検討	△	△	△	◎

〔凡例〕 ◎：特に関連する ○：関連する △：一部関連する

(3) より推進する施策と新規施策

《1-1》樹林地の保全と機能の維持増進

⇒樹林地の機能を向上させるための整備事業を推進する。

《1-4》公共施設におけるグリーンインフラ整備の促進

⇒公園・道路・港湾施設など、市が管理する施設にてグリーンインフラの取り組みを推進する。

《2-1》地域ニーズをふまえた公園機能の再整備

⇒街区公園等において、地域ニーズを踏まえた施設配置の見直しなど、再編事業を推進する。

《4-1》みどりや生きものに対する意識の向上

⇒みどりや生物多様性に関する意識向上のために情報発信や啓発活動を強化する。

＜※各施策の詳細は次ページ参照＞

【重要施策】

《1-1》樹林地の保全と機能の維持増進



○拡充事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

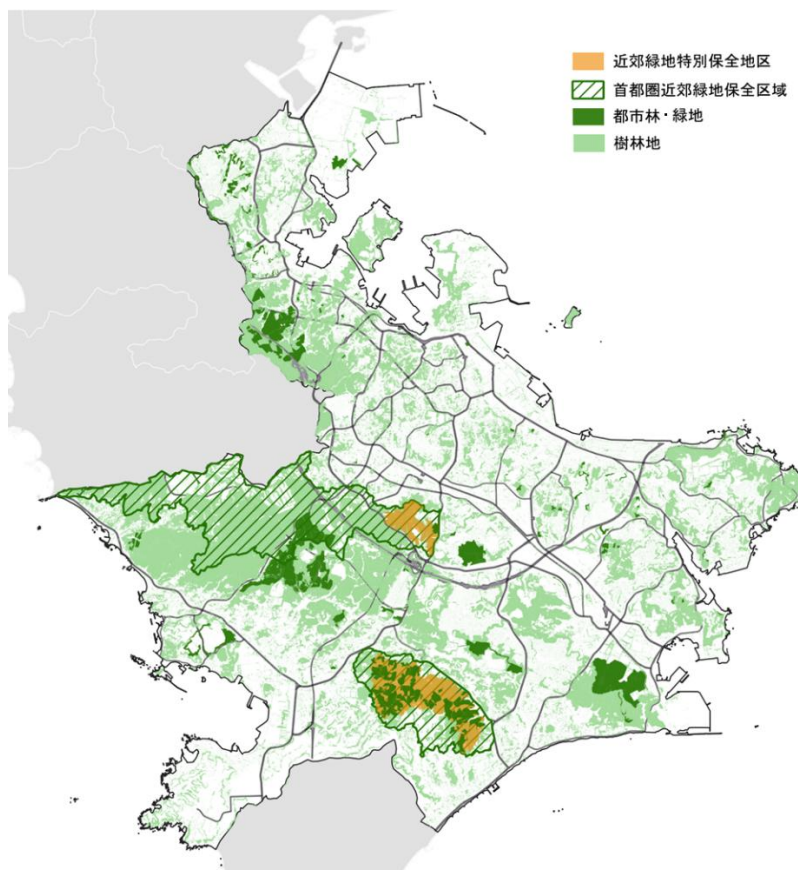
●方針と目標

樹林地の整備を行い、樹林地がもつ防災、炭素固定、流域治水、生物多様性の確保などの多面的な機能の向上を図る。また、民有地を含む樹林地の安全を第一に考えた取り組みや保全手法の検討を行う。

●取組内容

- ・近郊緑地特別保全地区をはじめとした樹林地の整備（機能維持増進事業）の実施
- ・安全性を第一に考えた民有樹林地の保全手法の検討
- ・既成宅地立木伐採工事助成制度を適切な運用

○担当部署：建設部



樹林地の分布状況

《1-4》 公共施設におけるグリーンインフラ整備の促進



○継続事業 ○実施主体：市

●方針と目標

公共施設における防災、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、Well-being 等の機能を向上させるため、これらの機能向上に寄与するグリーンインフラの整備を推進する。

●取組内容

- ・グリーンインフラの推進に関して、必要な情報を精査し、導入可能な取組の検討
- ・施設の整備・改修時は植栽や透水性舗装、生物多様性への配慮等のグリーンインフラの観点から実施することを検討
- ・[公園] 自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等の適切な維持管理と活用
の検討
- ・[港湾] 港湾緑地の新規整備と適切な維持管理（整備予定地：2箇所 0.5ha）
- ・[道路] 街路樹整備ガイドラインに基づいた街路樹等の適切な維持・管理
- ・[道路] 車両や歩行者の安全性を考慮したうえで、枯死等により撤去した樹木の補植やポケットパークなどのオープンスペースの確保の検討
- ・[河川] 河川施設の改修等の際は、生物の生息・生育・繁殖並び流域治水に配慮した河川となるような整備を推進

○担当部署：全庁

【重要施策】

《2-1》地域ニーズをふまえた公園機能の再整備



○新規事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標

年代別の人口状況及び分布や、各世代の多様なニーズを把握し、身近な公園の適切な維持管理に努める。これにより、子どもの遊び場の確保や高齢化社会への対応等を図るとともに、子育て世代を含む地域住民の交流や心身の健康増進につながる、質の高い公園づくりを行う。

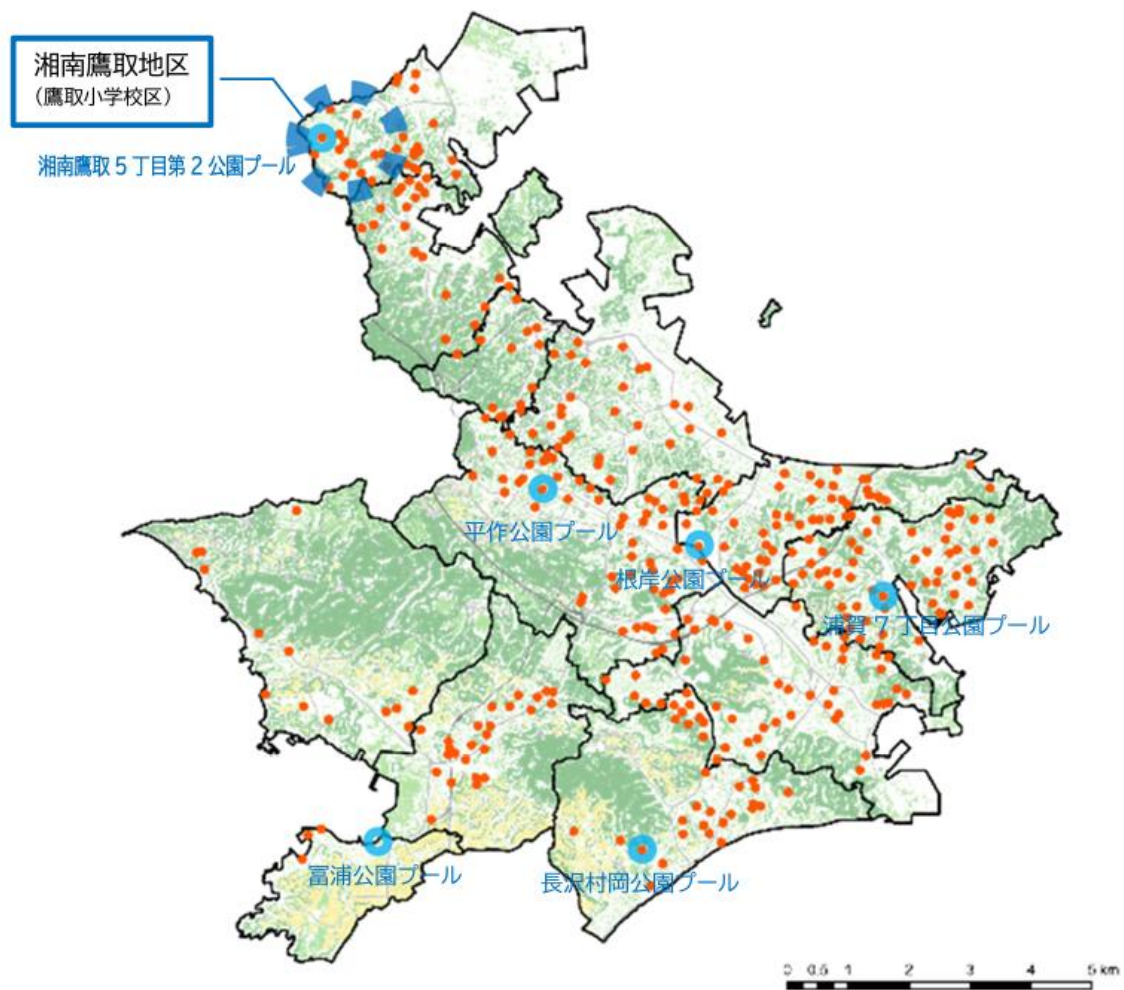
●取組内容

- ・北地区の“湘南鷹取地区(鷹取小学校区)”をモデル地区に設定し、公園利用状況や地域ニーズを考慮した公園機能の再編・集約を行う。また、東西南各地区の学区においても必要に応じて精査する。
- ・公園プール跡の公園機能の再編

○考え方

- ・本市の都市公園は、公園の誘致距離による均等配分を重視し、適正に整備してきた結果、公園施設の重複がみられる。しかし、都市公園ごとに求められるニーズは異なることから、地域ニーズをふまえた公園機能の再整備を推進する。
- ・一定の地域（町内会等）において、老朽化により整備が必要となる公園が複数存在する場合や、個別の公園施設の改廃等に伴い区域を一体とする場合に、公園機能の再整備の検討を行う。

○担当部署：建設部



【重要施策】

《4-1》みどりや生きものに対する意識の向上



○拡充事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標

市民が自然環境や生きものに触れる機会を作るとともに、公園や博物館等の市内施設の利用者増進を図ることにより、みどりや生きものを守る意識の向上を目指し、普及啓発活動や情報発信を行う。

また、コミュニティ形成や健康増進等にも寄与するボランティア活動等についても情報発信するとともに体制づくりについて検討する。

●取組内容

- ・市内の公園や博物館施設等での観察会や体験型イベントの実施
- ・自然環境講演会の開催
- ・自然・人文博物館での企画展示等の開催
- ・関係部署が連携し、市内の公園や博物館施設等による情報発信の実施
- ・市職員の知識を向上させるための研修等の実施
- ・市民による花いっぱい運動の実施
- ・里山的環境保全に取り組んでいる土地におけるボランティア養成、及び民間企業等の多様な主体による保全・活用の取り組みの継続、支援
- ・人材活用や人づくり手法の検討
- ・市民による生物調査参加の取り組みの検討
- ・自然環境活動団体の活動に対する情報発信や広報などの支援

○担当部署：建設部、教育委員会、県

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	新計画の施策分類	新計画施策No.	備考
新たな視点で取り組む推進政策									
		1	気候変動等に適応する樹林地の保全	A	樹林地管理モデル事業や樹林地機能維持増進事業を実施したこと、危険木伐採の支援事業を実施したことにより、市内の樹林地保全を進めていることから目標を達成している。	変更	重点	1-1	樹林地の機能維持増進事業を重点的に実施する
		2	生物多様性の確保に向けた取組	A	里山的環境の保全・活用に民間団体と連携して取り組んだこと、生物多様性地域戦略と一体化した計画の策定作業を実施していること、このほか生物多様性の保全・活用の取り組みを継続して実施していることから、目標を達成している。	再編	重点	3-1 3-2 4-1	生物多様性地域戦略の基本指針等に基づいた施策に再編する
		3	生産緑地の保全に向けた取組	A	生産緑地の保全や特定生産緑地への移行促進を実施しており、目標を達成している。	継続	重点	1-3	
		4	新たな制度等の取組	B	具体的な取り組みの実施には至っていないものの、グリーンインフラや市民緑地、流域治水に関する情報収集を行い、導入可能な取組を検討しており、目的を一部達成している。	再編	重点	1-1 1-4	グリーンインフラ等の推進を図るための施策に再編する
I みどりを保全・育成し、活用するための推進施策									
(1)まとまりのあるみどりを守る									
		5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積を維持し、土地の買い取り及び樹林地の機能維持増進事業を適切に実施したことから、目標を達成している。	継続	重点	1-2	
		6	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	A	湘南国際村めぐりの森・大楠山緑地・子安緑地について関係団体との協議、連携を図っており、目標を達成している。	継続	継続	1-10	
		7	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	長期的な目標である誘致の現実には至っていないが、県等と連携して国営公園の誘致活動を継続して行っており、概ね目標を達成している。	継続	継続	2-5	
		8	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	県と連携して適切に奨励金の交付申請等を実施することで民有地のみどり保全に寄与しており、目標を達成している。	継続	継続	1-13	
(2)様々な法令に基づき、みどりを守る									
		9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	数値目標である保安林面積維持だけでなく、必要に応じて県と連携して保安林の指定や保全に努めており、目標を達成している。	継続	継続	1-9	
		10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	数値目標である風致地区面積を維持しており、適宜巡回していること、土地利用行為の審査を適切に実施していることから、目標を達成している。	継続	継続	1-7	
		11	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用	A	開発行為に対して適切に緑化や緑地保全の指導を行っているため、目標を達成している。	継続	継続	1-8	
		12	保存樹木指定の検討	A	希少な植生や保全すべき樹木については、既存の法令や制度によって既に保全措置が取られていることから検討を完了し、目的を達成している。	完了	-	-	既存の法令・制度(「公共施設の保全の考え方」の運用・天然記念物の保全等)の活用した樹木の保全を進める
評価項目 A: 数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B: 数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C: 数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 —: 評価できない施策。						今後の方針 継続: 変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更: 目標または取組み内容を大きく変更する。 再編: 目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了: 現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策 No.	推進施策	評価 ランク	評価	今後の 方針	新計画の 施策分類	新計画 施策No.	備考
(3) 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る									
		13	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	数値目標である保全契約を継続し、奨励金の交付事務を適切に行うことで自然林の保全に努めていることから、目標を達成している。	継続	継続	1-6	
		14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、都市公園等における自然植生の保全に努めており、目標を達成している。	継続	継続	3-5	
		15	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	数値目標を維持して適切に文化財の保全を図っており、目標を達成している。	継続	継続	3-4	
		16	水辺環境の保全と再生の推進	B	サポート体制の検討は未着手であるが、水辺環境の個所数を維持し、適切な維持管理や環境教育等を実施していることから、概ね目標を達成している。	継続	重点	3-2	
		17	外来生物対策の推進	B	特定外来生物等の根絶や明らかな減少には至っていないが、防除の実施や外来種に関連した普及啓発を実施しており、概ね目標を達成している。	継続	重点	3-3	
(4) みどりの安全性を高める									
		18	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	A	公共施設における危険度調査票を作成・周知して完了したため、目標を達成している。	完了	-	-	
(5) 市街地のみどりを守る									
		19	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	現況確認を適宜行いながら奨励金の交付を行い、数値目標を維持したことから、目標を達成している。	継続	継続	1-6	
		20	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	要綱に基づき、寄付の受け入れを行い、みどりの保全に努めていることから、目標を達成している。	継続	継続	1-6	
		21	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	A	適切な手法による指定と周知を実施しており、目標を達成している。	継続	継続	1-11	
		22	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	-	谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施するため、復元助成について周知を行ったが、利用者がなかったため、評価できない。	変更	重点	1-1	安全対策や景観保全を目的とした谷戸地域の樹林地の保全・整備を進める。
(6) 農地のみどりを守る									
		23	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	数値目標の9割以上を維持しており、目標を達成している。	継続	重点	1-3	
評価項目 A: 数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B: 数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C: 数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 ー: 評価できない施策。						今後の方針 継続: 変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更: 目標または取組み内容を大きく変更する。 再編: 目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了: 現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	新計画の施策分類	新計画施策No.	備考
Ⅱ みどりを創出・育成し、活用するための推進施策									
(1) 身近にふれあえるみどりの充実									
		24	横須賀エコツアーの推進	A	エコツアーのサポート団体が解散するまで支援を継続したため、目標を達成した。	完了	-	-	引き続き、現行施策No.46の取り組みとして、関係団体への支援を行う
		25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり	A	町内会との協議により、公園にルールを設定したり、地域ニーズを踏まえた街区公園の機能再編に向けた利用状況調査を実施しており、目標を達成している。	変更	重点	2-1	地域のニーズに合わせた公園機能の再編・集約事業を進める
		26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	A	プロスポーツチームとの連携やグラウンド整備、イベントの実施によって公園の集客向上や地域の活性化を図っており、目標を達成している。	継続	重点	2-3	
		27	自然とふれあえる公園や生物多様に配慮した公園の整備・管理	A	長坂緑地・野比かがみ田緑地の整備や自然を活用したイベント・環境教育を実施しており、自然を活かした公園の活用をしていることから、目標を達成している。	継続	重点	1-4 3-1	
		28	安心・安全と防災力のある公園づくり	A	公園内の施設のバリアフリー化や、老朽化した遊具の更新を適宜実施しており、目標を達成している。	継続	重点	2-2	
		29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の推進	A	長い海の手公園にて民間連携を活用した公園のリニューアルを実施した。また、ほかの公園でも民間連携の活用を見据えた調査・検討を実施しており、目標を達成している。	継続	重点	2-4	
(2) 公共施設のみどりをつくる									
		30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	数値目標の新規整備は未実施であるが、既存の港湾緑地の維持管理を適切に行っており、概ね目標を達成している。	継続	重点	1-4	
		31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	B	街路樹の本数が減少傾向にあるものの、数値目標である既存街路樹の90%以上の本数を維持しており、目標を達成している。	変更	重点	1-4	街路樹ガイドラインに沿った道路の安全を最優先にした緑化政策に変更する。また、グリーンインフラの取組を促進する。
		32	【河川】河川環境の整備の推進	A	河川流域環境の維持管理を適切に行っており、目標を達成している。	継続	重点	1-4	
		33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	当ガイドラインの適切な運用によって、緑化及びみどりの保全が図られており、概ね目標を達成している。	継続	継続	1-12	
(3) 民有地のみどりをつくる									
		34	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	C	当制度に基づき補助金を交付することで民有地の緑化推進を行っていたが、計画期間中に制度が休止したため、目標を達成できていない。	継続	継続	1-6	制度の再開を検討するとともに、民有地の緑化について、新たな支援の手法を模索する
		35	記念植樹の促進に向けた検討	-	記念植樹の要望について庁内で調査した結果、必要性が見込まれなかったため、評価できない。	継続	継続	1-12	引き続き、公共施設内での記念植樹の実態に注視し、必要に応じて記念植樹の促進・支援を行う
評価項目 A: 数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B: 数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C: 数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 -: 評価できない施策。						今後の方針 継続: 変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更: 目標または取組み内容を大きく変更する。 再編: 目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了: 現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			

現行計画の推進施策の評価一覧

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	新計画の施策分類	新計画施策No.	備考
(4)様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる									
	36		「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	市民団体への緑化の支援及び公共施設の緑化を実施し、緑化重点地区の緑化を推進しており、目標を達成している。	継続	継続	1-5	
	37		緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	A	計画期間中に新規緑地締結の締結により数値目標が向上しており、良好なみどりを確保していることから、目標を達成している。	継続	継続	1-5	
Ⅲ みんなでみどりを保全・創出するための推進施策									
(1)みどりを次世代に引き継いでいく									
	38		継承の森における活動の推進	A	定期的にイベントを開催し、みどりや自然を守る活動や意識の醸成を図っており、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
	39		みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	A	みどりの基金の適切な活用と運用を実施しており、目標を達成している。	継続	継続	4-3	
	40		みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	市職員の技術向上のための研修の実施や、専門的な知識や技術を有する人材の活用を行っており、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
	41		自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	環境教育指導者の派遣等により、自然に関する環境教育を定期的に実施しており、目標を達成している。	継続	重点	4-2	
	42		みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	みどりに関する各種情報をパンフレットの配布や展示により周知する活動を行っており、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
(2)様々な主体との連携									
	43		県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	会議の参加等により各市町と連携してみどりの保全・活用の検討や情報共有をしており、目標を達成している。	継続	継続	1-13	
	44		産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	環境団体や市民、近隣の学校と連携したイベント等を実施しており、目標を達成している。	継続	継続	4-4	
(3)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす									
	45		市民による花いっぱい運動の実施	A	花いっぱい活動を継続して実施しており、緑化を推進していることから、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
	46		自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	自然環境活動団体と交流・連携によりみどりの保全や普及啓発を実施していることから、目標を達成している。	継続	重点	4-1	
評価項目 A:数値目標80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。 B:数値目標50%以上80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。 C:数値目標50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。 ー:評価できない施策。						今後の方針 継続:変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取組む。 変更:目標または取組み内容を大きく変更する。 再編:目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。 完了:現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。			